

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 7 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務 (発行者についての審査) 第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。 1～10 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 15 条の 10 の 3 第 1 号及び<u>金商業等府令第 16 条の 2 第 1 項</u>を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 4 (現行どおり) (ウェブサイトにおける情報提供) 第 9 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、金商法第 43 条の 5 及び金商業等府令第 146 条の 2 に定める措置と同様の措置を講じなければならない。 1～11 (現行どおり) 12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、<u>金商業等府令第 6 条の 3</u>各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。 13～23 (現行どおり) 2 (現行どおり) (契約締結前の情報の提供) 第 10 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特	第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務 (発行者についての審査) 第 4 条 (同 左) 1～10 (省 略) 2 (省 略) 3 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の募集又は私募が金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 15 条の 10 の 3 第 1 号に<u>掲げる要件</u>を満たすものでなければ、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 4 (省 略) (ウェブサイトにおける情報提供) 第 9 条 (同 左) 1～11 (省 略) 12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、<u>金商業等府令第 6 条の 2</u>各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。 13～23 (省 略) 2 (省 略) (契約締結前の情報の提供) 第 10 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行う場合には、顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特

新	旧
定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。<u>以下同じ。</u>）を除く。次条において同じ。）に対し、同法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報を提供するときに、少なくとも、前条第 1 項各号（第 21 号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる事項を含めて情報を提供するものとする。ただし、前条第 1 項各号に掲げる事項のうちに該当しないものがある場合に限り、当該事項について、内容を変更して提供することができる。 2 （ 現行どおり ） （勧誘手法併用の禁止） 第 12 条 会員等は、金商業等府令第 6 条の 3 各号に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。 第 4 章 雑 則 （法人の特定投資家に関する特則） 第 29 条 会員は、<u>第 12 条の規定にかかわらず、株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券について、特定投資家（個人を除く。）を対象として、金商業等府令第 6 条の 3 各号に規定する方法以外の方法による勧誘を行うことができる。なお、本規則において、当該勧誘行為は株式投資型クラウドファンディング業務とみなす。</u> 2 <u>前項に規定する勧誘行為については、金商業等府令第 16 条の 2 第 1 項の「第一種少額電子募集取扱業務」を「株式投資型クラウドファンディング業務」と読み替えて第 4 条第 3 項を適用するものとする。</u> 付 則 この改正は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。	定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。次条において同じ。）に対し、同法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報を提供するときに、少なくとも、前条第 1 項各号（第 21 号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる事項を含めて情報を提供するものとする。ただし、前条第 1 項各号に掲げる事項のうちに該当しないものがある場合に限り、当該事項について、内容を変更して提供することができる。 2 （ 省 略 ） （勧誘手法併用の禁止） 第 12 条 会員等は、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。 第 4 章 雑 則 （ 新 設 ） （ 新 設 ）